

使用場所検定の注意事項（はかり）

- ① 検定に使用する基準分銅または実用基準分銅は、申請者が用意して下さい。
また、それらの有効性を確認するために、それぞれ、以下の書類の写しを提出して下さい。

- ・基準分銅 ⇒ 基準器検査成績書
- ・実用基準分銅 ⇒ 質量標準管理マニュアル（抜粋※）

※定期的に分銅調整を行っていることが確認できる部分だけで良い

- ② 修理内容が型式承認図面に適合していることを確認するために、修理報告書等の書類（様式不問）を提出して下さい。
また、目視で確認が難しい部分（ロードセル等）の修理を行った場合は、型式及び製造番号が分かる写真を提出して下さい。

- ③ 検査員 2 名の使用場所までの旅費については、申請者の負担とします。

- ④ 使用場所が屋外の場合は、荒天による延期に備え、予備日を用意して下さい。

- ⑤ 使用場所の状況により、無線機・ヘルメット・白衣等を用意して下さい。

- ⑥ 検定証印打刻のためのハンマー及び土台となる鉄板等を用意して下さい。

【問い合わせ先】

東京都計量検定所 検定課 質量圧力計担当

電 話：03-5617-6633

メール：S1162002@section.metro.tokyo.jp